第 6 回

熊本県議会

建設常任委員会会議記録

平成21年3月16日

開会中

場所 第 5 委 員 会 室

平成21年3月16日(月曜日)

午前10時3分開議 午後0時37分閉会

本日の会議に付した事件

議案第57号 平成21年度熊本県一般会計予

議案第63号 平成21年度熊本県港湾整備事 業特別会計予算

議案第64号 平成21年度熊本県臨海工業用 地造成事業特別会計予算のうち

議案第65号 平成21年度熊本県用地先行取 得事業特別会計予算

議案第70号 平成21年度熊本県流域下水道 事業特別会計予算

議案第89号 熊本県道路占用料徴収条例等 の一部を改正する条例の制定について

議案第90号 熊本県地方港湾審議会条例の

一部を改正する条例の制定について

請第28号 路木ダム建設事業に対する予算 の否決を求める請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査) に ついて

報告事項

- ①川辺川ダムについて
- ②熊本県景観づくり基本計画(仮称)の策 定について
- ③整備新幹線総工事費増嵩について
- ④「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」 (案)の概要について
- ⑤平成21年度における入札契約制度の見 直しについて

出席委員(8人)

委員長 吉 永 和 世 浩二 副委員長 森 委 員山本秀久

員 児 玉 文 雄 委 委 員 鬼 海 洋 委 員吉 田 忠 道 委 員 渕 上 陽 委 員 上 田 泰 弘

欠席委員 (なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者

十木部

長 松 永 部 卓

総括審議員兼

次 長 中村 寧

次 長 天 野 雄 介

次 長岩下 修

土木技術管理室長 田口 覺

監理課長 鷹 尾 雄

用地対策課長 清 \blacksquare 隆 範

土木技術管理室副室長 村 上 洋

首席土木審議員兼

道路整備課長 戸 塚 誠 司

道路保全課長 西 山 隆 司

> 河川課長 野田 善 治

港湾課長 大 塚 徹

信

都市計画課長 船 原 幸 新幹線都市整備課長 佐 藤 或

> 下水環境課長 中 庭 安

> > 建築課長 生 田 博 隆

営繕専門監 亚 野 和 実

住宅課長 小 林 至

砂防課長 福 岡 健 吉

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦 政務調査課課長補佐 後 藤 勝 雄

午前10時3分開議

○吉永和世委員長 ただいまから、第6回建 ! 向け、引き続き、残っている諸問題の解決を 設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に5名の傍聴の申し出 がありましたので、これを認めることといた しました。

次に、今回付託されました請第28号につい て、提出者から趣旨説明の申し出があってお りますので、これを許可したいと思います。 請第28号についての説明者を入室させてく ださい。

(請第28号の説明者入室)

○吉永和世委員長 説明者の方に申し上げま すが、各委員には請願書の写しを配付してお りますので、説明は簡潔にお願いいたします。

(請第28号の説明者趣旨説明)

○吉永和世委員長 趣旨はよくわかりまし た。後でよく審査しますので、本日はこれで お引き取りください。

(請第28号の説明者退室)

○吉永和世委員長 次に、本委員会に付託さ れました議案等を議題とし、これについて審 査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求め た後に、一括して質疑を受けたいと思います。 また、本日の説明等を行われる際は、執行部 の皆さんは座ったままで行ってください。

それでは、松永十木部長から総括説明を行 い、続いて関係課長から順次説明をお願いい たします。

○松永土木部長 今回の定例県議会に提出し ております議案の説明に先立ち、まず、最近 における土木部行政の動向として、九州新幹 線鹿児島ルートについて御報告申し上げま す。

九州新幹線鹿児島ルートにつきましては、 平成21年度事業費として総額1,600億円が確 保され、本県へも756億円が配分されたとこ ろです。

県としましては、平成23年春の全線開業に

積極的に支援するとともに、関連する事業の 推進に全力で取り組んでまいります。

それでは、今定例県議会に提案しておりま す土木部関係の議案のうち、後議案件につい て御説明いたします。

今回提案しております議案は、平成21年度 当初予算関係議案5件、条例等関係議案2件 でございます。

初めに、平成21年度当初予算の概要につい て御説明いたします。

一般会計の予算額としましては、1,071億4, 807万5,000円、対前年度比97.8%を計上して おります。

次に、特別会計につきましては、港湾整備 事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会 計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水 道事業特別会計の4つの特別会計を合計しま して、87億2,419万8,000円、対前年度比で97. 3%を計上しております。

土木部の一般会計及び特別会計を合わせま した予算総額は、1,158億7,227万3,000円を 計上しており、対前年度比は97.8%となるも のでございます。

なお、平成20年度2月補正予算において、 投資事業で一部前倒しを行ったことなどによ り、対前年度比で減となっておりますが、2 月補正予算において緊急経済対策への対応を 行ったことから、それらを含めた13カ月予算 の土木部総額としては、1,237億4,582万3,00 0円と、対前年度比104.4%となっており、ま た、投資的経費については、対前年度比106. 2%を確保しております。

土木部の平成21年度予算につきましては、 くまもとの夢4カ年戦略を着実に推進してい くとともに、喫緊の課題である景気浮揚や雇 用にも十分配慮する予算としております。

また、厳しい財政状況のもと策定された財 政再建戦略との整合を図り、限られた予算の 中で、優先度の峻別や重点的かつ効率的な事 業の執行に努め、必要な社会資本を着実に整 備してまいります。

続きまして、くまもとの夢4カ年戦略の重 点施策に基づき土木部で戦略的に進めていく 事業について御説明いたします。

1点目は、品格あるくまもとです。

まず、新幹線関連、熊本駅周辺整備については、全線開業が2年後に迫った九州新幹線の完成に向けて、全力を挙げて取り組みます。

また、全線開業を見据え、熊本駅周辺地域を品格ある陸の玄関口としてふさわしい地域とするため、駅周辺の道路網や連続立体交差、東口駅前広場などの基盤整備を推進します。

次に、九州の中心に位置するという地理的 優位性を最大限に生かし、九州における拠点 性を高めるとともに、九州新幹線の開業効果 を県内全体に波及させるための基盤づくりを 推進します。

特に、横軸となる熊本天草幹線道路、国道 57号拡幅、九州横断自動車道延岡線、また横 軸のかなめとなる熊本西環状道路、さらには 縦軸となる南九州西回り自動車道など、幹線 道路ネットワークの整備を推進します。

また、あわせて県土基盤の充実に向けた地域の生活幹線道路についても、着実に整備を進めてまいります。

次に、全国有数の古代山城である鞠智城の 国営公園化を目指して、大規模歴史公園とし ての基本計画の策定を進めてまいります。

そのほか、水俣港のダイオキシン類対策、 流域下水道事業や農業集落排水事業などによ る生活排水対策など、環境問題に適切に対応 してまいります。

2点目は、経済上昇くまもとです。

まず、物流拠点の整備については、現在の厳しい経済状況を踏まえ、地域経済の浮揚のかぎとなる産業の振興を図るため、八代港の大型岸壁の整備等を推進します。

また、セミコンテクノパークを中心とした 企業集積地周辺では、円滑な物流、人流のた めの周辺道路整備を進めるとともに、立地企業に時差出勤や通勤経路の分散を働きかけるなどのソフト対策を目的とした総合的な調査検討を行い、慢性化している渋滞緩和に向け、取り組みを推進します。

次に、広域的な観光振興の取り組みといた しまして、歴史回廊くまもとの実現に向け、 近代化産業遺産である三角西港を訴求力の高 い旅行ルートの拠点として活用するため、三 角西港の浮き桟橋など、施設整備に取り組み ます。

次に、厳しい経営環境にある建設産業の振興を図るため、熊本県建設産業振興プラン等に基づき、建設事業者の経営改善や構造改革等に対し支援を行うとともに、経営の効率化と透明で公正な市場環境づくりに資するため、電子入札、電子納品等の取り組みを推進します。

3点目は、長寿安心くまもとです。

まず、災害から県民の生命、身体、財産を守るため、河川、海岸の改修や土砂災害防止施設の整備を進めるとともに、市町村のハザードマップ作成を支援するなど、ハード、ソフトー体となった総合防災対策を推進します。

次に、大規模地震発生時の避難ルートの確保を図るため、道路の防災対策や橋梁の耐震対策、さらには、住宅、建築物の耐震化、アスベスト対策など、安全、安心で住みやすい社会の実現に努めてまいります。

以上が平成21年度土木部の主要な施策でございます。

次に、条例等関係議案につきましては、熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正する 条例の制定について、熊本県地方港湾審議会 条例の一部を改正する条例の制定についての 2件の御審議をお願いしております。

その他報告事項につきましては、川辺川ダ ムについてほか4件でございます。

以上、議案の概要等を総括的に御説明申し

上げましたが、詳細につきましては担当課長 から御説明いたしますので、御審議のほどよ ろしくお願いいたします。

今後とも各事業の推進に積極的に取り組ん でまいりますので、委員各位の御支援と御協 力をよろしくお願いいたします。

○鷹尾監理課長 監理課の鷹尾でございま す。よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に資料の確認をお願いいたします。今回は、建設常任委員会説明資料、それから、新規及び主要事業一覧、公共事業等費用負担調書の3冊と、その他報告事項ということで5件を御用意いたしております。新規・主要事業と公共事業等費用負担調書につきましては、参考としてお届けしておりますので、恐縮でございますが、後ほどごらんをいただきたいと思います。

それではまず、お手元の建設常任委員会説 明資料により御説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。

平成21年度予算資料でございます。

このページは、土木部全体の予算額の状況を記載いたしております。ただいま部長が説明いたしましたとおり、土木部の平成21年度予算総額でございますが、最上段右端の合計欄に記載をしておりますとおり、1,158億7,227万3,000円で、対前年度比97.8%となっております。

その内訳でございますが、左の方から、一般会計の普通建設事業のうち補助事業が321億9,212万1,000円で、対前年度比99.3%、その右の単県事業が489億357万4,000円で、対前年度比99.6%、その右の直轄事業が130億7,012万5,000円で、対前年度比93.3%となっております。

次に、災害復旧事業につきましては、補助 事業が16億3,700万円で、対前年度比77.3%、 その右の直轄事業が、前年度同額でございま すが、8,000万円となっております。 投資的経費の合計といたしましては、958 億8,282万円で、対前年度比98.1%となって おります。また、消費的経費につきましては、 112億6,525万5,000円で、対前年度比95.3% でございます。合わせまして、一般会計計と いたしまして1,071億4,807万5,000円で、対 前年度比97.8%でございます。

次に、その右側、特別会計でございますが、 港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事 業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び 流域下水道事業特別会計の4特別会計の合計 でございます。

投資的経費が21億3,894万5,000円で、対前年度比120.8%、消費的経費が65億8,525万3,000円で、対前年度比91.5%、合わせまして特別会計計といたしましては87億2,419万8,000円で、対前年度比97.3%となっておるところでございます。

先ほど部長総括説明の中にもございましたが、2月補正予算案におきまして緊急経済対策を行っており、それらを含めまして13カ月予算ということで見た場合には、資料の方には記載をいたしておりませんが、普通建設事業の補助事業費が対前年度比109.6%、単県事業が対前年度比108.3%、直轄事業が95%で、投資的経費の合計としては1,037億5,637万円となりまして、対前年度比106.2%、一般会計の計が1,150億2,162万5,000円で、対前年度比105%、土木部計といたしましても1,237億4,582万3,000円で、対前年度比104.4%を確保しておるところでございます。

下の表は、各課別の内訳について記載をしておるところでございます。

次に、2ページをお願いいたします。 平成21年度予算総括表でございます。

この表は、一般会計及び特別会計ごとに、 各課ごとの本年度当初予算額、前年度6月補 正後の予算額、比較増減額、右側の方に、本 年度当初要求額の財源内訳をそれぞれ記載を いたしておりますが、表の最下段の土木部の 合計の欄の財源内訳についてのみ御説明をさ たしております。これは、土木積算システムせていただきます。 に要する経費、それからCALS/EC事業

財源内訳の左の方から、国庫支出金額246億9,757万1,000円、地方債が611億1,900万円、 その他が157億2,388万6,000円、一般財源が143億3,181万6,000円となっております。

以上が土木部の全体の予算額の状況でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

このページ以降、各課ごとの補正予算額の 詳細を記載しておるところでございます。

監理課の予算につきまして、主なものについて御説明をさせていただきます。

まず、2段目の職員給与費でございますが、 7億4,259万9,000円を計上いたしておりま す。

職員給与費につきましては、2月補正予算の説明の際にも申し上げましたが、一般財源等から人件費に充てます職員給与費と、それから事業費から人件費に充てる事業費の職員給与費とがございます。21年度の土木部関係職員の全体の給与費の合計は、75億5,734万8,000円でございます。この職員給与費につきましては、他の課の方にも出てまいりますが、各課からの説明につきましては割愛をさせていただければと思っております。

次に、5段目の土木業務推進費でございますが、2,279万3,000円をお願いいたしております。これは、建設技術センター等におきます土木職員研修に係る負担金、それから建設技術センターへの試験検査等の業務委託に係る経費でございます。

4ページをお願いいたします。

2段目の公物・広告物管理指導費でございます。5,452万1,000円を計上いたしております。これは、熊本土木事務所、それから地域振興局土木部所管の公物、広告物等の管理指導に要する経費でございます。

次に、3段目の土木行政情報システム費で ございますが、1億6,947万7,000円を計上い たしております。これは、土木積算システムに要する経費、それからCALS/EC事業に要する経費、それから公共工事品質向上対策事業に要する経費でございます。

5ページをお願いいたします。

3段目の建設業振興資金貸付金でございますが、5,000万円を計上しております。これは、建設業者が公共工事の施工に当たって必要とする資金を低利で融資することによりまして、公共工事の円滑な施工を図るという趣旨でございます。

次に、6段目の建設産業再生支援事業費でございます。1,178万2,000円を計上いたしております。これは、本県が策定しました建設産業振興プランに基づきまして、建設事業者の経営相談事業、それから、建設事業者の合併促進事業、新分野等進出モデル事業、それから営業所等立入調査事業などに要する経費でございます。

以上、監理課の一般会計の予算額は、合計で10億9,823万5,000円となっております。

6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

3段目の公債費の計でございますが、8億 54万7,000円を計上いたしております。これ は用地先行取得事業で起債をしたものに係り ます元利償還及び利子に要する経費でござい ます。

以上、用地先行取得事業特別会計の予算額は、合計で8億54万7,000円でございます。 以上、よろしく御審議をお願いいたします。

○戸塚道路整備課長 道路整備課の戸塚でご ざいます。道路整備課分について御説明いた しますので、よろしくお願いいたします。

説明資料の7ページをお願いいたします。

まず、最上段の道路橋梁総務費についてで ございますが、85億5,530万円を計上してお ります。

主なものを御説明いたしますと、3段目の

国直轄事業負担金としまして、70億7,993万3,000円を計上しております。これは、南九州 西回り自動車道の国道3号や国道57号、208 号、それと九州横断自動車道延岡線の整備な ど、国直轄の道路事業に対する県負担金でご ざいます。

その2つ下、5段目になりますけれども、 指導監督事務費としまして1,809万円を計上 しております。これは、国からの補助による 道路事業を実施します市町村に対しまして、 県が行います指導監督に要する事務費という ことで、全額国からの支出金でございます。 次に、下から2段目の道路新設改良費でご ざいますが、154億7,160万円を計上しており ます。

主なものとしましては、最下段の道路改築費としまして78億4,200万円で、内訳の方は、右側の説明欄のとおりでございまして、国道で、国道325号、山鹿市ほか11カ所、これで61億5,200万円、地方道では、砂原四方寄線、熊本市ほか1カ所、この1カ所は龍ヶ岳御所浦線、天草市でございまして、15億3,000万円、それと砂原四方寄線関連で熊本市からの受託1億6,000万円でございます。

それと、国道324号知十橋下部工、上天草 市で、22、23年度合わせまして6億4,000万 円を限度額とします債務負担行為の設定をお 願いしております。

8ページの方をお願いいたします。

最上段ですが、特殊改良費で14億7,400万円、右側の説明欄のとおり、国道266号、城南町、嘉島町ほか9カ所を実施してまいります。

また、国道324号新松原橋上部工、苓北町で、22年度、1億1,000万円を限度額とします債務負担行為の設定をお願いしております。

2段目の単県道路改築費でございますが、 地方道で、瀬田熊本線、熊本市ほか85カ所を 23億1,100万円、海路口小島線、熊本市関連 で国土交通省九州地方整備局からの受託1,00 0万円、それと道路調査費4,600万円、これら を合わせまして23億6,700万円を計上してお ります。

3段目の地域活力基盤創造交付金事業費で ございますが、39億6,600万円を計上してお ります。内訳は、右側の説明欄のとおりでご ざいますが、国道では、国道325号、大津町 ほか3カ所で3億1,000万円、地方道では、 玉名山鹿線、玉名市ほか35カ所で35億3,200 万円、大牟田植木線、和水町関連で国土交通 省九州地方整備局からの受託としまして1億 2,400万円でございます。

また、竜北小川停車場線小川高架橋上部工、 これは宇城市でございますけれども、22、23 年度合わせまして4億円を限度額とします債 務負担行為の設定をお願いしております。

以下、道路計画調査費、単県幹線道路整備 特別事業費、熊本環状道路整備事業費としま して、右側説明欄に記載しておりますような 路線を実施することで、それぞれ1,800万円、 2億3,800万円、2,800万円を計上しておりま す

最下段の道路整備課計でございます。平成 21年度当初予算額としましては、本年度予算 額の欄のとおり、240億2,690万円となります。 以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課の西山でご ざいます。9ページをお願いします。

主な項目につきまして説明いたします。

まず、7段目の道路災害防除費でございますが、5億9,000万円を計上しておりまして、 国道212号小国町ほか7カ所を予定しております。

その下の交通安全施設費でございますが、 26億6,200万円を計上しておりまして、熊本 市における飛田地区ほか36カ所を予定してお ります。

その下の単県道路災害防除費でございます

が、右の説明欄に記載しておりますように、 単県道路災害防除費が9億9,600万円で、熊 本市の国道501号ほか54カ所、また、単県道 路調査費として1億5,000万円、合わせまし て11億4,600万円をお願いしております。

その下の単県道路修繕費でございますが、 これは路面やトンネル等の道路施設を適切に 維持管理するために要する費用でございまし て、22億7,191万6,000円をお願いしておりま す。

10ページをお願いいたします。

上段の道路美化対策事業費でございます が、道路に植栽しております樹木等の管理費 として4億467万6,000円を計上しております。

2段目の道路案内標識整備費でございます が、老朽化した標識の更新や新玉名駅開設に 伴う標識整備を行うもので、5,000万円をお 願いしております。

3段目のやさしい道づくり事業費でございますが、道路のUDを念頭に置きまして、交通事故の削減や安全、快適な歩行空間の構築及び交通の円滑化を目的としているものでございまして、6億7,900万円を計上しておりまして、熊本市の戸島熊本線ほか44カ所を予定しております。

最下段の道路舗装費でございますが、30億 4,000万円を計上しておりまして、この道路 舗装費は、地域自立・活性化交付金事業、単 県舗装事業、旧道移管事業で構成されており ます。

事業内容は、右の説明欄に記載のように、 舗装補修費が23億円で、熊本市の国道501号 ほか120カ所を、側溝整備費が5億1,000万円 で、宇城市の国道218号ほか78カ所を、災害 防除費7,300万円で、五木村の国道445号ほか 2カ所を、橋梁補修費1億1,900万円で、八 代市の国道443号鼓谷橋ほか3カ所を予定し ております。

11ページをお願いいたします。

上段の地域活力基盤創造交付金事業費でご

ざいますが、20億1,300万円をお願いしております。内容は、右の説明欄に記載しておりますとおり、災害防除費が9億2,200万円で、菊池市の阿蘇公園菊池線ほか11カ所を、交通安全費8億100万円で、熊本市の戸島熊本線ほか16カ所を、橋梁補修費1億7,000万円で、熊本市の熊本停車場線白川橋ほか1カ所を、舗装補修費として1億2,000万円でございまして、大津町の北外輪山大津線ほか3カ所を予定しております。

3段目の橋梁補修費でございますが、6億2,000万円を計上しておりまして、上天草市の国道266号天門橋ほか6カ所を6億円で、また、21年度の橋梁の長寿命化修繕計画策定の費用として2,000万円を計上しております。

4段目の単県橋梁補修費でございますが、 11億3,100万円をお願いしておりまして、美 里町の国道218号霊台橋ほか53カ所を計上し ております。

最下段でございますけれども、道路保全課計としましては163億2,732万9,000円ということになります。よろしく御審議をお願いします。

○野田河川課長 河川課でございます。13ページをお願いいたします。

まず、河川海岸総務費でございますが、合計で64億4,015万5,000円を計上しております。主な内容を御説明申し上げます。

まず、上から4段目の国直轄事業負担金で、47億9,619万2,000円でございます。これは、 国が行います河川改良費、ダム建設事業等の 負担金でございます。

次に、下から6段目の河川管理費で1億9,883万8,000円を計上しておりますが、これは雑草処理や水質事故などに対応するための経費でございます。

次に、下から4段目の河川掘削事業費で、 2億1,500万円を計上しております。

次に、下から3段目以降、14ページの上か

ら5段目まで、市房ダム管理運営費など、県が管理する5つの治水ダムの管理運営費や坪井川水系遊水池管理運営費などを計上しております。

14ページをお願いいたします。

下から 5 段目の河川改良費でございます が、合計で48億9, 189万8, 000円を計上してお ります。

主なものとしまして、下から4段目の河川 改修事業費で、22億4,110万円を計上してお ります。

次に、下から2段目の都市基盤河川改修費で、1億2,221万円を計上しております。

次に、最下段の河川総合開発事業費で、10 億9,000万円を計上しております。

また、河川総合開発事業費におきましては、 説明欄に記載しておりますとおり、平成22年 度から平成25年度まで、45億4,000万円を限 度額とする路木ダム本体工に係る債務負担行 為の設定をお願いしております。

この路木ダム建設につきましては、請第28 号が提出されておりますので、事業者として、 事業の必要性について申し上げます。

路木ダムを建設しております天草地域は、 島嶼部にありまして、小さな河川しかなく、 その勾配も急でありますために、降った雨は そのまま海に流れてしまいますことから、洪 水が発生しやすく、また水利用も難しく、深 刻な水不足にも悩まされてきた地域でござい ます。このため、県では、洪水への対応と飲 み水などの生活用水の確保が同時に達成でき るダム建設を、これまでも計画的に進めてま いりました。

そのような天草地域にあります路木川は、これまで抜本的な改修などは実施されておらず、治水安全度は低い状態にあります。また、旧牛深市では、安定的な水道用水の確保が、また、旧河浦町では、水道の未普及地域への解消などが求められております。

このようなことから、治水と生活用水の確

ら5段目まで、市房ダム管理運営費など、県 保の両面から路木ダムは必要であるというふが管理する5つの治水ダムの管理運営費や坪 うに考えております。

15ページをお願いいたします。

上から2段目の単県河川改良費で、13億6, 600万円を計上しております。

次に、上から 5 段目の海岸保全費でございますが、合計で 5 億9,830万円を計上しております。

これは、次の段の海岸高潮対策事業費が、 国庫補助による海岸保全施設の整備、また、 その次の段の単県海岸保全費と単県海岸整備 事業費が、単独で行う海岸保全施設の整備で ございます。

次に、下から5段目の水防費で2,450万円を計上しておりますが、これは水位計や雨量計などの水防観測機器等の運用、保守、また水防協議会の運営に要する経費でございます。

次に、下から2段目の河川等補助災害復旧 費で、合計で17億1,700万円を計上しており ます。

これは、まず最下段の直轄災害復旧事業負担金の8,000万円と、16ページの2段目の現年発生国庫補助災害復旧費の10億3,300万円につきましては、災害発生に対し迅速な対応を行うため、いずれも待ち受け分として計上しております。

また、16ページ最上段の過年発生国庫補助 災害復旧費の6億400万円につきましては、 平成19年及び20年に発生しました公共土木施 設災害の復旧を行うものであります。

以上、平成21年度河川課の当初予算は、総額136億7,185万3,000円でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○大塚港湾課長 港湾課でございます。17ページをお願いします。

まず、一般会計から御説明いたします。

まず、1段目の港湾管理費は、3億5,120 万1,000円を計上しております。これは港湾 下から2段目から19ページの上から3段目にかけましては港湾建設費でございまして、 重要港湾改修事業は、熊本、三角、八代の重 要港湾の改修と三角西港の浮き桟橋を整備す るみなと振興交付金の分です。

18ページに行きまして、地方港湾改修事業費は、水俣、長洲の地方港湾の改修を行います。

単県港湾修築事業費は、三角港の排水機場 の補修や水俣港のボードウオークの補修等を 行います。

港湾調査費では、堤防の老朽化調査等を行いますが、債務負担行為の設定は、水俣湾埋立地護岸の耐震設計のために長期の調査を要するため債務を設定するものでございます。

港湾ダイオキシン類対策事業費については、処分場整備の工事は本年度ほぼ終わっておりまして、今後、債務負担でしゅんせつ処分の工事を発注することとなっております。

国直轄事業負担金は、八代港、熊本港で行います。

港湾建設費は、合計で14事業で35億8,512 万7,000円を計上しております。

19ページをお願いします。

4段目の空港管理費でございますが、天草 空港の管理運営費といたしまして2億4,769 万7,000円を計上しております。

次の港湾整備事業特別会計繰出金でございますが、これは港湾特会における起債償還の財源充当のための繰出金でございまして、13億5,265万5,000円を計上しております。

港湾課の一般会計につきましては、55億3, 668万円を計上しております。

次に、20ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計を御説明いたします。

1 段目の施設管理費として、5 億3,144万2,000円を計上しております。これらは、各港

の管理事務所等におきます港湾施設管理費や 維持修繕に充てる港湾修築費、港湾の利用推 進費として使用するポートセールス推進のた めの経費でございます。

次に、5段目の港湾整備費でございますが、 県管理港湾施設整備事業費といたしまして1 億6,500万円を計上しております。

次に、8段目と9段目でございますが、起 債償還の元金及び利子として合計30億3,862 万1,000円を計上しております。

港湾整備事業特別会計につきましては、37 億3,506万3,000円を計上しております。

次に、21ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計を御説明いたします。

1段目の八代臨海工業用地造成事業費として、1億円を計上しております。これは八代 臨海工業用地内の排水施設整備費でございます。

3段目の熊本港臨海用地造成事業費として、5,594万5,000円を計上しております。これらは熊本港周辺の漁業振興事業費及び熊本臨海用地の分譲推進費でございます。

次に、7段目と8段目でございますが、起 債償還の元金及び利子として、合計1億2,95 0万8,000円を計上しております。

臨海工業用地造成事業特別会計といたしま しては、2億8,545万3,000円を計上しており ます。

以上、よろしくお願いいたします。

○船原都市計画課長 都市計画課でございま す。22ページをお願いいたします。

上から4段目、景観整備推進費ですが、5, 189万6,000円をお願いしております。内容は、 右の説明欄に記載の緑化景観対策事業や民間 施設緑化推進事業などでございます。

次に、一段下の都市計画総務費ですが、4 億5,335万4,000円をお願いしております。そ の内訳ですが、主なものを申し上げます。 最下段の都市計画審議会費172万円は、審 議会の運営経費でございます。

次、23ページをお願いします。

最上段の公園維持費 1 億4,992万6,000円で すが、これは水俣広域公園ほか 2 公園の指定 管理者管理委託費や都市公園の維持修繕費で ございます。

上から5段目の屋外広告物対策推進事業費1,091万円ですが、これは屋外広告物の指導や違反広告物対策等に要する経費でございます。

次の段、都市計画調査費2,800万円は、長期未着手の都市計画道路検討調査等を実施するものでございます。

次に、下から3段目、土地区画整理事業負担金ですが、9,485万円をお願いしております。これは説明欄に記載の区画整理事業で実施する県道拡幅に要する費用の負担金でございます。

次に、下から2段目の街路事業費ですが、 15億7,760万円をお願いしております。

その内訳は、最下段、単県街路促進事業費 9,350万円、これは、東幹線及び水前寺画図 線、万田下井手線の整備に要する費用でござ います。

24ページをお願いします。

最上段、地域活力基盤創造交付金事業費12 億2,780万円、これは上熊本法成寺線ほか7 路線を整備するものです。

2段目、街路整備事業費3億円、新市街水 前寺線の整備を図るものでございます。

次に、4段目の都市公園整備事業費ですが、 1億8,894万円をお願いしております。内訳 は、説明欄に記載の地域自立・活性化交付金 事業や国営公園化に向けての基本計画の策定 等を行う鞠智城公園計画調査事業などでござ います。

以上、都市計画課は、合計24億2,920万8,0 00円をお願いしております。よろしくお願い いたします。 ○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備 課でございます。説明資料の25ページをお願 いいたします。

主なものを説明させていただきます。

まず、上から4段目の新幹線建設促進事業費でございますが、252億1,693万4,000円を計上しております。この主なものは九州新幹線建設事業費負担金でございます。熊本県には756億円の事業費の配分があっておりまして、これに伴う負担金として252億300万円を計上しております。

次に、7段目の連続立体交差事業の25億20 0万円でございますが、これは、新幹線高架 橋の下に線路を架設する2次仮線工事、それ から熊本駅部の高架橋本体工事に着手するた めのものでございます。

それから、ページー番下の段の土地区画整理事業費負担金2億8,275万円でございますけれども、これは、熊本市が行う熊本駅西土地区画整理事業や熊本駅前東A地区市街地再開発事業地内の春日池上線、それから熊本駅城山線、それから坪井川などの県管理の街路や河川整備に係る負担金でございます。

次に、26ページをお願いいたします。

街路事業費として、単県街路促進事業費1 億円、それから地域活力基盤創造交付金事業 費31億9,000万円、それから住宅市街地総合 整備促進事業費9億5,000万円、計41億1,270 万円を計上しております。これは、鉄道高架 化と一体的に整備を進めます熊本駅帯山線、 それから、熊本駅城山線、春日池上線などの 熊本駅周辺の街路整備に必要な用地補償費や 調査費、工事費等でございます。

また、3段目の地域活力基盤創造交付金事業で、債務負担行為の設定を1件お願いしております。設定内容は、熊本駅帯山線立体横断施設上部工工事でございまして、これは熊本駅前広場と東A地区再開発事業地内をつなぐ歩道橋の工事でございまして、21年度から

2カ年を予定しております。

以上、新幹線都市整備課としては、324億6, 877万円をお願いしております。よろしくお 願いいたします。

○中庭下水環境課長 下水環境課です。

本課の予算は、一般会計と流域下水道事業特別会計に分かれておりますので、まず一般会計から、主なものについて御説明いたします。27ページをお願いします。

上から4段目の一般廃棄物等対策費につきましては、2億7,306万2,000円を計上しております。内訳は、右に記載のとおり、浄化槽整備を行う市町村に対して助成を行うもので、浄化槽整備事業として2億7,172万8,000円、それから浄化槽維持管理対策費といたしまして133万4,000円でございます。

28ページをお開きください。

上から3段目、団体営農業集落排水事業費は、市町村が――6地区ですけれども、実施する農業集落排水施設整備への補助で、8億1,218万8,000円を計上しております。

下から2段目の漁業集落環境整備事業費につきましては、4億4,946万4,000円を計上しております。内訳は、右の説明欄に書いておりますが、事業実施市町村への漁業集落排水施設整備費後年交付金として5,720万円、それから、市町村が実施します漁業集落排水施設整備への補助を行うもので、3億9,226万4,000円でございます。

29ページをお願いします。

下から3段目、流域下水道事業特別会計繰出金は、流域下水道事業特別会計における公債費等の財源充当のために繰り出すもので、3億9,576万5,000円を計上しております。

以上、一般会計で21億7,550万円でござい ます。

30ページをお願いします。

上から3段目、熊本北部流域下水道管理費 は、流域下水道の維持管理費に必要な経費等

: でございまして、9億3,225万2,000円を計上 しております。

下から4段目、熊本北部流域下水道建設費 (補助事業)は、13億1,900万円を計上しております。内容は、終末処理場施設等の整備を 予定しております。

なお、場内の水処理施設等の工事につきまして、平成22年度に債務負担行為の設定をお願いしております。

それから、下から2段目の球磨川上流流域 下水道管理費は、維持管理に必要な経費として2億969万円を計上しております。

31ページをお願いします。

上から2段目、球磨川上流流域下水道建設費(補助事業)は、2億4,000万円を計上しております。内容は、ポンプ場の建設を予定しております。

なお、ポンプ施設工事につきまして、平成 22年度に債務負担行為の設定をお願いしてお ります。

それから、上から4段目の八代北部流域下 水道管理費は、流域下水道の維持管理に必要 な経費等で、2億411万4,000円を計上してお ります。

下から3段目の八代北部流域下水道建設費 (補助事業)は、2億5,200万円を計上しております。内容は、ポンプ場の建設を予定しております。

32ページをお願いします。

一番上の段の元金ですが、起債償還に係る ものとして 4 億7, 428万2, 000円を計上してお ります。

それから、2段目の利子ですが、2億2,41 8万3,000円を計上しております。

以上、流域下水道事業特別会計で、39億31 3万5,000円でございます。御審議よろしくお 願いいたします。

○生田建築課長 建築課でございます。33ペ ージをお願いいたします。 主なものを御説明いたします。

3段目の営繕管理費でございますが、4億 4,239万8,000円を計上しております。これは 県有施設の保全改修等に要する経費でござい ます。

次に、下から4段目の建築基準行政費でございますが、4,901万7,000円を計上しております。これは建築基準指導業務に要する経費及び建築物の防災対策を推進するための経費等でございます。

34ページをお願いいたします。

2段目の市街地環境整備促進費でございますが、451万4,000円を計上しております。これは民間建築物のアスベスト改修を促進するための補助金等でございます。

4段目のやさしいまちづくり建築物推進費でございますが、698万4,000円を計上しております。これは民間建築物のユニバーサルデザイン整備を促進するための補助金等でございます。

以上、建築課分としまして、最下段のとおり、11億7,217万5,000円を計上しております。 よろしくお願いいたします。

○小林住宅課長 住宅課の小林でございます。住宅課の当初予算につきまして御説明させていただきます。

35ページをお願いいたします。

まず、住宅管理費でございますが、10億98 7万3,000円を計上いたしております。

主なものは、3段目の公営住宅維持管理費でございますけれども、8億2,460万6,000円を計上いたしております。これは県営住宅の維持管理に要する経費でございまして、指定管理者に要する費用、屋根の防水改修費用及び市町村への交付金等でございます。

次に、住宅建設費ですが、11億3,309万円 を計上いたしております。

主なものは、公営住宅建設費として3億5, 566万4,000円を計上しております。これは、 説明の欄にも書いておりますが、水俣市の月 浦団地に建設中の県営住宅23戸の建設費及び 熊本市大江にございます山の上団地の建てか えに伴う既存住宅の一部解体費等でございま す。

最下段の公営住宅ストック総合改善事業費として、5億7,089万9,000円を計上いたしております。これは、説明の欄に書いておりますが、ユニバーサルデザインに対応した住戸改善事業といたしまして120戸分の改善事業を、それから安全性確保事業といたしまして外壁の改修や火災警報器の設置、また住環境向上事業といたしまして地上波デジタル対応の工事などを行うものでございます。

36ページをお願いいたします。

4段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進 事業費でございますけれども、1億8,587万8, 000円を計上いたしております。これは、民 間事業者が高齢者向けの優良賃貸住宅を建設 する場合に、共同施設等の整備費に対して補 助を行う費用と、平成16年度までにつくられ ました住宅に対する家賃補助費でございま す

住宅課の21年度予算といたしまして、最下 段のとおり、21億4,296万3,000円を計上いた しております。よろしくお願いいたします。

○福岡砂防課長 砂防課でございます。37ページをお願いいたします。

上から4段目の砂防費の中で、主なものについて御説明いたします。

まず、5段目の通常砂防事業費でございますが、八代市の枳之俣川ほか15カ所について取り組むこととしておりまして、4億5,500万円を計上しております。

6段目の地すべり対策事業費でございますが、和水町十町地区ほか4カ所を取り組むこととしておりまして、2億9,400万円を計上しております。

7段目の急傾斜地崩壊対策事業費でござい

ますが、玉名市上有所地区ほか25カ所を取り ! ては、最下段の合計60億9,846万2,000円を計 組むこととしております。 9億4,442万円を 計上しております。

38ページをお願いいたします。

1段目の砂防掘削事業費でございますが、 これは土砂が著しく堆積している箇所などの 砂防施設の機能回復を図るものでございまし て、5,000万円を計上しております。

次に、下から3段目の国直轄事業負担金で ございますが、これは川辺川砂防事務所が行 います直轄砂防に対する県負担金でございま して、1億7,640万円の予算を計上しており ます。

下から2段目、周辺障害防止対策事業費で ございますが、これは山都町にございます自 衛隊の大矢野原演習場を流域の一部とする渓 流に砂防設備を設置するものでございまし て、2,500万円を計上しております。

最下段の砂防激甚災害対策特別緊急事業費 でございますが、19年度の災害の美里町の4 渓流と山都町の1渓流につきまして取り組む ものでございまして、8億9,000万円を計上 しております。

39ページをお願いいたします。

1段目の火山砂防事業費でございますが、 ハード対策として、球磨村の岳本1ほか27カ 所を取り組むことにしております。また、ソ フト対策として、阿蘇山の火山噴火警戒避難 対策事業にも取り組むこととしております。 合わせて15億6,900万円を計上しております。

また、火山噴火緊急減災対策砂防計画の策 定につきましては、22年度の債務負担行為の 設定をお願いしております。

3段目の総合流域防災事業費でございます が、これは、豪雨災害等に対し、流域一体と なった総合的な防災対策を推進することを目 的としたハード対策及びソフト対策の事業費 でございまして、8億3,700万円を計上して おります。

砂防課の平成21年度当初予算といたしまし

上しております。よろしくお願いいたします。

○西山道路保全課長 道路保全課でございま す。41ページをお願いします。

熊本県道路占用料徴収条例等の一部を改正 する条例の制定について説明いたします。49 ページの概要で説明をいたします。

条例の名称でございますが、熊本県道路占 用料徴収条例等の一部を改正する条例です。

制定改廃の必要性でございますけれども、 直轄国道の道路占用料を定めております道路 法施行令におきまして、道路占用料が改正さ れましたことに伴いまして、関係規定を整備 する必要があるためでございます。

改正の主な内容でございますけれども、熊 本県道路占用料徴収条例第2条に、非常災害 が発生した場合、災害救助のために国、地方 公共団体等が建築する応急仮設建築物につい て、別に占用料の額を定め、または徴収しな いことができる物件として追加することを規 定しております。

また、41ページから46ページにございます 別表のように、占用料を改正いたします。

次に、占用料の改正に伴いまして、前回、 平成8年に改正しました条例の附則第3項、 第4項関係の規定の整備を行うものでござい

この条例は、平成21年4月1日から施行い たします。

改正しました占用料は、平成21年4月1日 以後の占用の期間に係る占用料について適用 します。

また、経過措置についてでございますけれ ども、前回、平成8年に改正いたしました条 例の附則第4項の規定の適用を受ける物件、 主に看板類でございますけれども、改正後の 占用料が改正前の占用料の額の1.1倍以上と なる場合は、毎年、前年度の占用料の額に1. 1倍を乗じた額を限度とする経過措置を設け

るものでございます。 以上でございます。

○大塚港湾課長 51、52ページをお願いいた します。

第90号議案の熊本県地方港湾審議会条例の 一部を改正する条例の制定について、52ペー ジの概要で御説明いたします。

これは、港湾法の一部改正に伴いまして、 関係規定を整理するものでございます。

内容につきましては、地方港湾審議会条例の第2条第1項で引用しております港湾法第3条の3、第9項が、改正に伴いまして2項が追加されまして、第11項に繰り下がったために改めるものでございます。

なお、施行期日については公布の日からと しております。

港湾課の条例等議案は以上でございます。 よろしくお願いいたします。

○吉永和世委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○渕上陽一委員 路木ダムについてでありますが、本会議の中でも2名の県議の方々の質問がありまして、またきょうも請願が出ているわけでありますが、公共工事というのは、そこに住まわれている方々がどう思われているかというのが一番大事ではないかと思うわけでありますが、その路木ダムはどうありますか。

○野田河川課長 地元の状況でございますけれども、地元では、一部の方々が反対されておりますものの、天草市長、天草市議会、地元河浦地区、牛深地区の区長会から建設促進の要望を受けております。さらに、直接の関係者でございます河浦地区、牛深地区の住民1万2,345名の署名によります建設促進の要

望を受けております。

地元の方々は、一日も早い路木ダムの完成 を望んでおられるものと認識しております。

○上田泰弘委員 今、地元から、大体1万2,000名以上の要望、署名が集まっているという、建設を促進してくれという要望があっているということなんですけれども、それは大体その地区というか、対象地区のどれくらいの割合になるんですか。

○野田河川課長 この署名につきましては、 牛深地区と河浦地区、それぞれ署名の対象者 を定めて行われております。 1万2,345名の 署名でございますけれども、これは署名の対 象者に対しましてほぼ3分の2に当たりま す。

これは参考まででございますけれども、要望がありました翌日の新聞報道では、知事は、地元住民の60%強が署名した民意は大きいというふうに述べておられます。そのような記事が掲載されていることを参考までにつけ加えさせていただきました。

○上田泰弘委員 わかりました。

○鬼海洋一委員 関連して、先般の一般質問の中でも、状況の認識の問題について、地元の天草市との間で、天草市の方が努力しているという、こういうお話があっておりましたが、安田市長を初めとする現地での、当時の現状認識に対する取り組みの現状というのはどうなっているんでしょうか。

○野田河川課長 天草市長は、この路木ダムに関しましては、昨年度並びに本年度、再三 陳情を繰り返しておられまして、このダムに つきましては、天草市の治水並びに利水に関して非常に重要だという認識で陳情活動を重ねられております。

○児玉文雄委員 今のにちょっと関連だけれども、これはちょっとお尋ねするんだけれども、きょうの請願28号が出たね。ダムを考える河浦住民の会ということは、住民の会というのは、他の町村からの人間じゃなくて、そこに住んどる人間という表現ですか。これはどういう意味ですか。

○野田河川課長 いろんな会がございますけれども、一応代表者の方と事務局の方は名前が連ねてございますが、その構成員の方といいますのは、何名いらっしゃるのか、はたまたどこにお住まいなのかということは把握されておりません。

○児玉文雄委員 路木ダムを考える住民の会 て、さっきちょっと請願に2人おいでたです ね。どうも顔が天草の顔じゃないごたる感じ がしたけんね。これはどこか熊本市あたりか ら行っとるとじゃないだろうかという感じが したんだよね。

最近、いろいろこれを商売のごとして反対してさろく人たちがおるわけですよね。ここらあたりをもう少し――そこの地域の人たちが本当に反対して必要ないというならいざ知らず、何かしら仕事がなくて暇で、何かしとかなしようがないけんというような連中がこういうのをリーダーしよるような気がしてならぬが、そこらあたりはどういうふうに見とられるですか。

○野田河川課長 さまざまな団体の方が活動されております。その中で、明らかに外からといいますか、例えば、要望書にありますように、川辺川ダムに関連する方々とか、いろいろおられます。ただ、その方々が果たしてどこにお住まいなのかとか、それにつきましては、個人情報という関係もございまして、公の席で述べさせていただくことは控えさせ

ていただきたいというふうに考えます。

それと、地域の方々でございますが、地域の方々につきましては、先ほど申しましたように、このダムにつきましては一日も早い完成を望んでいるというようなことで、さまざまな形で要望活動をされておりますので、私たちとすれば、この路木ダムについては、地域の方は推進してほしいというふうな方々がたくさんおられるというふうに認識しております。

○児玉文雄委員 私もほかから聞いた話でもあるんだけれども、ある程度その地域の出身者でもあったんだけれども、災害の件は、あれはやっぱり当初陳情なんかして、あの事業化をやった当時の状況、状況というか、あの災害があったかないか、ここらあたりはどうも――県も、なかったらなかったと言った方がいいんじゃないかなというような私は感じがするんだよ。

だから、もう天草というのは、昔から飲料水が足らぬわけですね、飲み水が。だから、ダムそのものは、これは水をためるダムとしてつくるわけでしょう。だから、そこあたりを、水がないからダムをつくるんだと、そういう論法でいった方がいいんじゃないかなと私は思うんだけれども。何かしら私は、あの地域の人から聞いたこともあるんだよな。そうすると、まんざら今反対しよる連中が言うのもうそでもないのかなと。しかし、天草が水の足らないということはもう事実だし、そこらあたりはどういうふうに考えておられるですか。

○野田河川課長 委員御質問の災害があった かどうかの有無でございますけれども、これ につきましては、今般の議会でも答弁いたし ましたように、この災害に関する記述につき ましては、あの河川整備計画の中の路木川流 域の概要にございまして、これには昭和57年 7月等の豪雨による洪水時の被害について記 と、これは河川課あたりがちゃんと――57年載されておるところでございます。 当時の資料あたり持っとるだろうと思うんだ

この洪水時の被害につきましては、平成3年、平成4年、平成5年に、旧牛深市長、旧河浦町長から県に提出されました要望書に、昭和57年7月、昭和58年9月、昭和60年8月とたびたびはんらんしており、特に昭和57年7月の集中豪雨時には多数の人家が浸水というふうに記載されておりまして、多くの被害があったというふうに認識しております。

なお、この要望書に記載されております浸水被害につきましては、現在天草市において調査が行われておりますけれども、本年2月10日に行われました天草市の中間報告では、この要望書の内容を否定するものではないというふうに考えております。

それと、利水についてでございますけれど も、飲み水が足りないというのは皆様も御承 知のとおりでございます。この路木ダム建設 事業は、治水事業と利水事業の共同事業でご ざいまして、利水事業の事業主体は天草市と いうふうなことで、天草市さんの負担を求め て共同でこの事業を実施しておりまして、冒 頭、この事業の必要性で申し上げましたよう に、この路木ダム建設につきましては、治水、 利水両方から必要であるというふうに考えて おります。

○児玉文雄委員 そういう資料は、ちゃんと 県も持っているわけだよね、あったというこ とは。それなら、きょう請願に来た連中あた りは、でたらめなことを――なかったと言う なら、そういう連中のは、もうはっきり言う て、きょう委員会でお決めになると思います けれども、私はそういうのは、まあこれは権 利ですから受け付けぬわけにはいかぬだろう けれども、もう少しぴしっとしないと、みん ながちょっと迷うようなところがあると。

そういう不信を持たれるということは、県 としても、ちゃんとこういう証拠があります と、これは河川課あたりがちゃんと――57年 当時の資料あたり持っとるだろうと思うんだけれども、これだけの事業をしていくわけですからね。そこらあたりをやっぱりぴしっとしてくださいよ。でないと、何かあっちが言いよるのも少し正しいようなことでもあるし、そして、その住民の会て――河浦住民の会、普通、住民の会ていうと、そこに住んどる住民の人たちというような解釈をするんだけれども、まあこれはどこから移動してきても構わないというわけだな。

○吉永和世委員長 ちなみに、先ほど来られ た方は、自宅は河浦町になっています。

○児玉文雄委員 もう1人手伝いに来とるが。

○吉永和世委員長 その方はわかりません。

○児玉文雄委員 何かあんまり天草の顔はし とらんだったけんなと思って。大体その地域 の顔というのは特徴があるけんが、大体わか るんだけれども。

○野田河川課長 今の児玉委員に関して、補 足説明をさせていただきます。

水害の記録でございまして、昭和57年7月の水害の浸水棟数の問題でございます。これにつきましては、河川整備計画に記載されております棟数につきましては、これは旧河浦町等からの聞き取り調査に基づいたもので策定されております。

ただし、この旧河浦町において、関係書類の保存年限が切れております。そういうことで、資料が廃棄されておりますことから、この棟数については、残念ながら現時点では再確認できないような状況にございます。

そういう状況ではございますけれども、先 ほど申しましたように、要望書においては、

ておりまして、少なくとも多くの被害があっ たということは県の方では認識しておりま す。そのことに関しては、今天草市が調査を 行っているという状況でございます。

以上、補足でございます。

○鬼海洋一委員 天草の顔です。出身が河浦 のすぐ隣ですが、それはさておいて、今のお 話のとおり、現状のそのときの認識に対する 問題点の認識の違いがあるわけでありまし て、それが今回の一般質問の中にも指摘され た事柄だというふうに思います。

そこで、その認識について、早くまず結論 を出していただきたいということを、改めて 希望を申し上げておきたいと思います。

○山本秀久委員 私も関連して申し上げてお きたいと思いますが、私のうちの芦北町から、 水が天草は足りないからということで、海底 送水管で送っているわけですよ。そういうと きも、地元で大変反対した人もおるんだ。何 かやれば反対するわけだ。そして、今になっ たらそれが大変役立って、何とも消えてしま う。

だから、そういう状態で、よくその実態を 把握しとかんと、後々までこういう問題が起 きてきてしまうわけですよ。そのとききちっ とやらんものだから、先送り先送りしてしま うものだから、そのときの解決を必ずしなさ いと言っているけれども、なかなかそういう ところはどういうわけか行政というのは先送 りするわけだ、ちょっと検討いたしますとか。 実態をそのときにすぐ把握する調査をすれば いいけれども、そう聞いただけで、これは私 がまだ県会議員になる前の話だったけれど も、今になったらものすごく感謝されている わけだ。

そうしたときに、この路木ダムの問題は、 地元のみんなが希望しているわけですよ。我

多数の人家が浸水したというふうに記載され ! 々も、今陳情があるわけだ、何とかしてくれ と。もう本当に飲み水、水道もないから困る んだという、その必然的な気持ちで訴えてい るわけだから、そういう点もよく調査して取 り上げなきゃだめだわ。それも私は言ってお きたいと思います。

以上です。

○松永土木部長 路木ダムにつきましては、 いろいろ一般質問でも御質問いただきました し、県民の皆様にまだまだ私どもの説明が不 十分なところがあると思っております。

私たちは、路木ダムの必要性につきまして は、きちっと説明すれば皆様御理解いただけ るものだと思っておりますので、引き続き、 地域の方々はもちろんでございますが、広く 県民の皆さんにも機会あるごとに説明してい きたいと思っておりますので、御了承いただ きたいと思います。

以上でございます。

○山本秀久委員 もう1つ、実はこれは27ペ ージ、浄化槽の問題。

これは町にも補助しとるという話だったけ れども、今、浄化槽で困っているのは、過疎 化が起きていて、年寄りだけとか、それに対 して5人槽とかというのを決まってさせるわ けだ。2人槽とか3人槽というものの配慮は できないものかということなんだ。

○中庭下水環境課長 下水環境課です。

今、浄化槽の件の質問がありましたけれど も、浄化槽の製品そのものの規模が、1人、 2人という小さいのは現状はありません。一 番小さいので5人槽、それから7人、10人と いう形になっておりますので、現状市販され ているものをお使いくださいということでや っております。

以上です。

だ。だから、それを3人槽とか2人槽にして やれば、地域の浄化もできるし、そういう行 政の指導はできないのかということを今言っ ているわけだ。それが年寄り2人とか1人と かしかいないんだ。だから、それを検討して みんかいということの意味を言っているわけ だ。わかるか、言っている意味が。

○中庭下水環境課長 御趣旨はわかります。 私の場合も、実家は母が1人住んでおりま す。ですけれども、家の規模からして7人槽 を設置したということがありますので、そこ ら辺の思いというのは重々わかっているつも りでございますけれども、今即検討しますと いうのはちょっとお答えしづらいといいます か、ちょっとお答えできないと……

○山本秀久委員 だから、そういう状態だか らこそ検討していかなきゃならぬ問題じゃな いのかということを言っているわけだ。それ が、そういうふうにやろうとせぬから、物事 が後になったら--2~3年たってみれ、こ れは必ず2人槽、3人槽ができてくるんだよ。

○中庭下水環境課長 先生の要望は十分承っ て、今後検討をしてまいりたいと思います。

○山本秀久委員 だから、今困っている人は そういう要望が多いわけだ、5人槽では困る んだとか。そうすると、必ず子供たちが住ん でないものだからまた別につくっているわけ だ、5人槽で。むだなことなんだ。息子さん たちは親と住んでないものだから、5人槽は 決まりだからといって5人槽にしとるわけ だ。母親たちは、今度は年とっているから、 くみ取りをするのになかなか大変だと言って いるわけだ。だから、3人槽か2人槽なんか ないんでしょうかと。そうすると、川も汚く ならぬで済むんだけれども、そういうのは行

○山本秀久委員 今それはわかっているわけ ! 政のサイドで検討できないんですかと言われ たことが大分あるわけですよ。だから、さっ き言っただけで、何でも行政というのは、で きませんできませんとこう言うから、そうい うことは一応検討する余地がありゃせんかと いう頭を持つべきだということを言っている わけだ。

> ○中庭下水環境課長 これは国の所管してお ります環境省、厚生労働省へも問い合わせ、 要望等をしてまいりたいと思います。よろし くお願いします。

> ○山本秀久委員 それで、国というのは、そ の実態が把握されていないんだよ。国の段階 で物事を考えるから。だから、今自民党が何 か言っていることは、地域を何とか活性化し なきゃならぬということに、いろんなものを そういう点に波及効果をしていきたいという のが頭にあるわけだ。だから、地域から物事 を進めなきゃ、このことは厚生省なんかに一 々言わなきゃだめなんだよ。できませんと言 っとったって話にならぬのだ。意見として言 うべき問題は言うべきだということを言って いるわけだ。そういうことです。

> ○中庭下水環境課長 先生がおっしゃったこ とを十分承知いたしまして、今後、活動とい いますか、そこを取り組んでいきたいと思い ます。

○山本秀久委員 お願いします。

○鬼海洋一委員 港湾課の、これは17ページ、 18ページでちょっとお尋ねしたいと思いま す。

三角港の東港、それから西港で、今回、み なと振興交付金で浮き桟橋をつくるという事 業の計画をいただきました。私も、何回も本 会議で取り上げ、お願いしてきた件ですから、

非常に感謝をいたしております。

そこで、この東港については、1号バース、これまで何回かの質問では、21年度中に最終の1号バースを完了いたしますと、こういうことでお話をいただいておりました。今回の予算と21年度中の完成というこれまでの答弁の状況について、改めてお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、もう一つは、これはまことにありがたいことに、西港の浮き桟橋の建設計画とか事業の再評価委員会の見直しを経て、国交省の承認を得てこういうぐあいになったわけでありますが、今年度の事業について、どの程度進んでいくんだろうかということについてお聞かせいただきたいと思います。

○大塚港湾課長 東港地区につきましての、マイナス10メーターの岸壁関係は、一応予定 どおりのことで進んでいきたいというふうな 計画でおります。一つ、その背後地の埠頭用 地の整備といいますか、そこが今少し盛り土 とかそういうのがあるものですから、ちょっと時間がかかるけれども、予定どおり、でき たら21年度に完成というふうなことを考えて おります。

それと、西港の浮き桟橋についてですけれども、実は、これは本年度、20年度の補正で取り組むような感じで、21年度は、まあ年度的に言いますと2年目という感じになります。20年度、一応4,400万の事業費で調査関係とか測量関係は入るということにしておりまして、21年度の9,800万では、浮き桟橋をつける土地の用地買収、それと、あとは浮き桟橋の製作といいますか、それに一部かかりたいというふうに今思っております。

○鬼海洋一委員 本当にありがたいと思って いますし、新市長も誕生されまして、非常に 強い期待感を持たれながら、現地市としても、 県との協力の中で少しでも早くという思いが

- ありますから、ぜひよろしくお願いしておき - たいと思います。

また特に、東港については、長年、ずっと早く、もう既に5~6年前に完成しておかなきゃならないものが今日まで継続して、ようやく21年ということであり、一昨年ですか、そういう答弁をいただいた以降の出来事でもありますので、ぜひ21年度中には最終完成するように取り組みをいただきますように、改めてお願いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

〇山本秀久委員 あと1つは、38ページ、砂 防関係。

砂防関係で、今最低で何軒だったらできる んですか。砂防の10軒とか、5軒まとまった とかよくあっとったけど……

- ○福岡砂防課長 急傾斜ですか。
- ○山本秀久委員 急傾斜、砂防。
- ○福岡砂防課長 砂防課でございます。

補助の採択要綱と県がやっています単独費のケースでは、戸数は違います。補助は10戸以上。それから、県の方では、5戸から10戸の間ということでやっております。

○山本秀久委員 そのとき、3軒しかないと ころなんかが地すべりが起きたりなんかする と、そういうときは3軒でも申し込みはでき るものか。負担金を出せば、事業費の半分と か。どういうふうになっているんですか。

○福岡砂防課長 一応、基準で5戸以上ということで、県の採択基準を設けております。 今、委員質問のように、そういう要望のケース、過去、そういう検討された時期がありまして、ただ、小事業の整理ということで、整理されたのが5戸がちょうど分かれ目という ことで過去のいきさつがございました。

各県、取り組みはそれぞれ別ですけれども、 ただ、よその事例になりますけれども、5戸 未満も取り組んでいるところはございますけ れども、その場合は、市町村事業としてやっ ていただくというのが一般的でございます。 そういうことで、全然できないということで はなくて、県がやるのは5戸から10戸という 線引きをしているというところでございま す。

○山本秀久委員 それじゃ、3戸以下の場合、 その危険性があったりなんかしたときに、県 の方に申し込まれても、県としてはそれは扱 えないということか。何か方法はないのか。

○福岡砂防課長 先ほど下水道の方でも、そういういろんな検討とか勉強ということで委員の指摘がございましたけれども、一応、今3戸ができないということじゃなくて、市町村事業としては道は開かれているんですけれども、特に急傾斜地の場合は、御案内のとおり、かなり受益者負担が限定されているということがございます。そういうわけで、地元負担金を取っているのは、砂防3法の中では急傾斜地事業だけなんですね。その辺の経緯からいくと、ある程度国がやる戸数、県でやるべきだという戸数という線引きが、長い議論と検討の上に今のところは整理されているという実情でございます。

○山本秀久委員 それは町村の方に頼むべき 問題かな。

○福岡砂防課長 戸数だけで言いますと、今 御指摘のように、市町村でやっている基準に しておりますけれども、急傾斜地の場合に、 その範囲、急傾斜地の指定、その辺というの は市町村から要望があれば一緒に回ります し、また、公共施設等あたりにその被災の影 響が関連すると、そういうところは市町村と相談していかなければならないところではございますけれども、今御質問の戸数だけでいきますと、5、10、国、県、市町村というような区分けで現在取り組んでいるところでございます。

○山本秀久委員 わかりました。

○吉田忠道委員 部長の重点施策の件を言われましたけれども、ちょっと数年前からの継続の関連で、担当課長でもよろしいんですけれども、平成17年ぐらいからずっと市町村のハザードマップ、これは昨年もちょっと質問しましたけれども、これとか、企業集積地の周辺の道路整備の件とか、この付近の進捗状況といいますか、去年の説明だと、ハザードマップの件は、大体20年度で調査が終わって、これから市町村に具体的に支援していくような話だったんですけれども、これは市町村の方の状況もあろうかと思いますが、大体何年度ぐらいにこれは終わるのか。

それから、企業集積地の周辺道路整備というのはずっと上げられておりますけれども、何か私の地元の付近ではなかなか進まないような状況にありますので、この付近の見込みをちょっと教えていただければと思っております。

それから、昨年、超高齢化社会の対応ということでちょっと重点施策が上がっていたんですけれども、この中で道路や公共物のバリアフリー化ということも上げられておりまして、今私が非常に心配しておるのは、高齢者の方で電動車いすですか、あれを使われる方は非常に多いものですから、そういう方が通れるような歩道の整備ということは計画の中に入っているのかどうか、その付近をちょっと確認したいと思います。

それから、もう1件は、ちょっと県営住宅 の関連で、この前一般質問で小早川議員だっ

たですか、質問されたのは。退去時の畳がえ ! きたいというように考えておりますが、いつ ですか、その付近の状況で、いろんなクレー ムが出ている。といいますのは、せっかく新 しく入った人が、前の人の畳がえで非常に質 の悪いものを使って、また二度手間になって かえなきゃいかぬかったというようなクレー ムが出とるというように聞いておりますけれ ども、こういうのは具体的に何か件数として 把握ができているのか。もしそういう場合に だれが負担するのかということが1つと、先 般、県議会でも地産地消の条例を制定したわ けですけれども、この畳表に県産品を使うと いうような指導といいますか、もう少し規制 といいますか、できないものか。その付近の ちょっと見込みを、担当の方で結構ですので。

○野田河川課長 まず、ハザードマップの件 でございます。

ハザードマップと申しますのは、これは市 町村がつくるわけでございますが、その前に 浸水想定区域図というのを県の方で作成して おります。これは浸水想定区域図と申します のは、洪水とか高潮による外力、それにより ましてどれくらいが浸水するかという区域を 定めるものでございます。これにつきまして は、海岸につきましてはすべて作成が完了し ております。それと、河川につきましても、 本年度中に完成する予定でございまして、こ れは予定どおり進むかと思います。

それを受けまして市町村がハザードマップ を作成するわけでございますけれども、これ は、平成17年度に、市町村が取り組みやすい ように県の方でマニュアルを整理いたしまし た。このマニュアルに基づきまして、市町村 さんがハザードマップの作成に今取り組んで おられます。

これにつきましては、私たちが、そのもと になる想定区域図を本年度までにお渡しいた しますので、できるだけ速やかに、来年度以 降取り組んでいただきますように協力してい までということは、市町村さんの予算の都合 と取り組み状況もございますので、申し上げ られない状況でございますが、できるだけ早 くというようなことで考えております。

以上でございます。

○戸塚道路整備課長 道路整備課ですけれど も、先ほどの企業集積地周辺の道路の整備状 況という御質問に対する御説明をいたしま

県の道路事業としましては、セミコンテク ノパーク、それと空港周辺、それと嘉島のサ ントリー周辺という、大きく分けますと3つ のゾーンで、この企業集積地周辺の道路整備 ということでこれまで取り組んでまいってお ります。

特にセミコンテクノパーク周辺につきまし ては、これまでは国道325号の――旭志拡幅 と言っておりますけれども、4車線化、これ をずっと続けてきておりますけれども、これ が最終段階に来ていると。それとは別に、セ ミコンテクノへの進入口としまして、国道32 5号の室交差点、それと大津植木線のセミコ ンへの入る交差点がありますけれども、これ につきましては、抜本的な対策というよりも、 現在の敷地を利用しました交差点改良を来年 度から取り組んでいきたいというふうに考え ております。

そのほか、周辺、辛川鹿本線は継続してや っておりますけれども、この辺もこれまでの 事業を続けて、少なくとも道路ネット上とし て整備できるような形で取り組んでいきたい と思っております。

空港周辺につきましては、国道443号の道 明の工区が、一昨年になりますか、開通いた しまして、道路ネットワークとしては整備が 進んだということと、これを国体道路の東西 線、唐川鹿本線でございますけれども、これ を取り組みますと、臨空テクノパークへの通 から直接入れるということがありまして、益 城町の町道の整備とあわせて空港周辺の道路 については、今から整備を進めていきますし、 これまでも取り組んできたと。

それと、あとサントリーの御船、嘉島周辺 につきましては、国道445号の2次改築を進 めております。これは昨年から用地交渉に入 っておりますので、やがて用地買収が本格化 してまいりますし、また、443号の木倉バイ パスにつきましても、一昨年開通しておりま すので、この辺かなり渋滞緩和にはなってい るかというふうにとらえております。

以上でございます。

○小林住宅課長 住宅課でございます。

委員の方から御質問のありました県営住宅 における退去の際の畳表の取りかえについて でございますけれども、この件につきまして は、委員の方からも御指摘がありましたよう に、本会議におきまして小早川議員の御質問 に対しまして、畳表につきましては、公営住 宅の家賃が政策的に低廉な家賃に抑えられて いるということもございまして、畳の表がえ 等の小修繕、自然損耗的なそういった小修繕 につきましては、家賃に含まれていないとい うような解釈でございます。

これにつきましては、国の解釈もございま して、全国の自治体におきましても、大体こ のような退去の際の畳の表がえについては退 去者の負担ということにいたしているところ でございます。

それで、御質問のありました前の人が畳の 余りよくないのを張りかえて、環境上よくな いというお話がありました。この点につきま して、私どもの方にこの点のクレームが入っ てきているということは、私もちょっと把握 をしていないところでございます。

それから、こういった場合に、だれが負担 をするのかということでございましたけれど

勤者あたりが空港地下道あたりを使わずに西 ! も、一応あくまでもやはり退去者の方が負担 していただくということになっておりますの で、県の方でそれを負担するということにつ きましては、今のところ考えていないところ でございます。

> それから、地産地消条例が制定をされまし て、県産品をできるだけ奨励していくという 立場でございますけれども、私どもといたし ましても、入居者の方々に対しまして、畳の 表がえの際に県産畳表を奨励していくという ことで、現在指定管理者を住宅供給公社に今 回またお願いするわけでございますけれど も、定期的に公社の方で「てらす」という情 報誌を発行いたしております。そういったも のに、畳の表がえの際は県産畳表をできるだ け使用するように周知をしたり、また、私ど もの方で入居者に「住まいのしおり」という ものを配布いたしております。そういう中で、 できるだけ県産畳表を使用していただくよう な周知をしていきたいというふうに考えてお ります。

以上でございます。

○西山道路保全課長 道路保全課でございま す。

歩道のバリアフリー化についてという御質 問だったと思いますけれども、一応、予算的 にはやさしい道づくり事業費というのはござ いますが、その中で高齢者対策ということで 予算は計上しております。

現在進めておりますのは、要するに公共施 設や医療施設、その周辺の26地区におきまし て、場所を選定しまして高齢者、障害者にや さしいまちづくり事業として対応を行ってお ります。現在、平成20年度におきましては、 県庁周辺あたりをやる予定としております。

○児玉文雄委員 私はほかの質問をしますけ れども、今のにちょっと関連だけれども、私 がちょっと最近の事例で聞いたことは、不動

産取引業法か何かで決まっていると思うんだけれども、退去時に敷金から畳がえとか壁の張かえとか、これを今取っちゃいけんようになっとると私は思うだけれども、それでもめとるところもあるんですよ。裁判まで行ったところもあるんだけれども、そういうことから考えると、ちょっと先ほど答弁の中でもあったけれども、家賃の中に含まれとるというような話をちょっとされたろうと思うんだけれどもね。

それと、畳表の品質というものが出てきたわけですよね、品質。退去者の人が畳表がえはやったけれども、えらいおろよかったと。 県の畳表がえは、どれぐらいを基準に考えとるのか、そこをあわせて一緒にちょっと答えてください。

○小林住宅課長 まず、1点目の敷金の関係でございますけれども、県営住宅の場合も、敷金につきましては3カ月、入居の際に納めていただくようになっております。ただ、敷金につきましては、委員御指摘のように、敷金から畳がえとか修繕費とかそういったものを差し引くということはできませんので、あくまでも敷金は3カ月分入居者の方にお返しするということになっております。

それから、畳の品質につきましてでございますけれども、あくまでも表がえにつきましては、先ほどから申し上げておりますように、家賃の中には含まれておりませんので、これは国の方で家賃の算定は決めておるわけでございますけれども、その中に畳の表がえと修繕費に関するものにつきましては含まれていないという解釈でございますので、他の自治体においても、その小修繕等につきましては本人負担ということにしているところでございます。

○児玉文雄委員 それはちょっと矛盾しちゃ おらんかい。結局は、その借りておったとこ ろを出るときは、現状復旧ですよね。それを しなきゃいかぬと。それを、今、民間の宅建 業法では、敷金から取ってはならないという ような何か法律が改正されたということを聞 くんだけれども、畳表は家賃に含まれとらん から、やっぱり畳がえをしてもらわなきゃい かぬという今の答弁でしょう。何かちょっと そこは、私が初めの部分で質問した部分とそ の部分はちょっとおかしいところがありゃせ んかい。どうかい。

○小林住宅課長 委員おっしゃいました家 賃、敷金から取ってはいけないというのは、 国の国土交通省がそういったガイドラインを 出しております。そのガイドラインの中では、 民間の場合には家賃の中に含まれているという見解でございます。公営住宅の場合につきましては、国の見解が、低廉な家賃に抑えているところから、家賃の中には小修繕と自然消耗的な修繕費等につきましては含まれていないという見解をとっております。県の条例におきましても、条例の中で、畳の表がえ等につきましては入居者負担とするということが決められております。

○児玉文雄委員 そこはちゃんとしてあるわけだな。

それと、普通、一般的な畳がえの値段は幾 らぐらい。

○小林住宅課長 畳の表がえにつきましては、安いものでは、畳表としましては大体3,000円ぐらいからございます。高いものでは1枚2万円ぐらいまでございますけれども、非常に価格差がございます。大体、畳の表がえに要する費用が、1枚当たり大体1,500円から2,000円かかりますので、1枚かえますと、表がえだけで大体5,000~6,000円になるところでございます。

○児玉文雄委員 じゃあ5,000~6,000円は、 : ぬという地域住民の声があると。 それを標準として、標準というか、それを基 準として、大体畳表の品質は保ってください という意味でしょうたい。というのは、地産 地消ということが最近えらいはやりになった けれども、今、八代のイグサでつくる一番い いのなんか、本当表がえだけで1万何千円か ら2万円までぐらいするんですよ。素人が見 たっちゃほとんどわからぬです、これはいい イグサを使こうてあるかなんかは。たまたま 工務店のおやじさんがうちに来たとき、ここ はいい畳表を使こうとるですねて評価しても らったけれども、普通は表がえ費用まで入れ て1枚5,000円でしょう。あんまり品質を期 待するような値段じゃないね。ばってん、民 間は取れないというようなことになって、公 共はいいというのは、何かちょっとおかしい ようなところもあるような気がするんだけれ どもね。

まあ、それはそれでさておいて、道路整備 課長、前期の経済対策で、今、皆さん全部聞 いとられるか知りませんが、情報としては、 経済対策分は、土木に関してちょっと耳に入 ったんだけれども、全部あれは補助事業だけ ですよね、この次取り上げているのは。経済 対策で取り上げている事業というのは。前期 の分ですよ。それは別といえば別だけれども、 この予算とも関係があるから質問しているん だけれども、前期の分は、各振興局に割り当 てとるのは、2億円から4億円ぐらいまで割 り当てとるわけですよね。それは、ほとんど が現在工事をしよる工事で、国からの補助金 がついている事業なんですね。

私は、この次の経済対策は――もう何年も 放置されて仕事ができない箇所というのはた くさんあるわけですね。私の地域なんか、改 良率まだ56%、少し上がったか知らぬけれど も、最近の情報は持っていないけれども、私 が知っている範囲内では56%なんですよね。 だから、あと44%は改良してもらわにゃいか

補助事業に関しては、バイパスとかいろい ろつくっているから、これは通常の予算でや っていけば、これは大体いつから始めていつ ごろは終わると、そういう見込みもあるわけ なんですね。しかし、今、全然あなたたちも うちおうてくれないような場所が幾つもある わけですよ。金がないというところで、用地 はできとっと、できていなくても用地の承諾 も受けとると。私は、この次前期で経済対策 でそういうところをやってくれるかと思った んですよ。そうしたら、前期の配分を見ると、 ほとんど補助事業の箇所ですね。

だから、逆に前期でそういう補助に、そこ にまた金をつけるならば、やっぱり地域住民 は、ここは大型バスも来ぬから、結婚式のと きも先まで行かなんと、それからしかバスに 乗れないと、そういうような箇所が各振興局 にはたくさんあると思うんですよ。だから、 そういうのをこの経済対策でやってもらえな いかな。だから、この次は配分がないから、 これを通常で、これは21年度の当初予算、こ の中である程度見てくれるように、課長、ど ぎゃんか考えられんですかね。

○戸塚道路整備課長 20年度の補正予算の件 でございますけれども、委員お話しのとおり、 通常、補正がつくのは補助事業ということで す。これはあくまでも継続中の箇所というこ とになります。補助事業の対象となっている ところは、多くは国道と。普通の県道も、地 域高規格道路あたりは補助事業対象になって おりますので、幾つかありますけれども、ほ とんどが国道中心の補助事業ということで、 補正がつくときには通常事業に来ると。県道、 市町村道となりますと、ほとんどが臨時交付 金でこれまでやってきたということで、臨時 交付金については補正の対象にはこれまでな らなかったと。

ところが、20年度につきましては、国の税

収額にいかなかった部分があったんですけれ ! 実情というのを訴えながら、そういったもの ども、これは法律を改正いたしまして、当初 の歳出予算分だけは再配分するということ で、県の方には10数億の予算が参っておりま す。これはあくまでも20年度に極めてまれな ケースという形で起こったということです。 そういったことで、通常、地域生活道路の道 路という県道については、なかなか補正のタ イミングがとれないというのがこれまででし た。

これからですけれども、交付金事業が一般 財源化されることによって、そういった交付 金事業も補正対象になるのかならないのか、 この辺はまた我々としては情報はとっていき ますけれども、現実的には、そういった県道、 地方道クラスになると、補正の対象になかな かなれなかったということがございます。

そういった中で、21年度予算というのは、 同じ県道の中でも、バイパスとか割と構造物 が多いところは交付金事業に繰り上げまし て、一定枠、県の財源の中でも事業量をふや すというふうな工夫はしております。

ただ、単独事業というのがかなり圧縮され ておりますので、この事業については、先ほ ど委員が言われましたように、待避所とか交 差点改良とか、そういった現道対策中心の予 算として向かっていこうかなというふうに考 えております。

あくまでも、大規模なバイパスとかという ことは当然対応できませんけれども、非常に そういった事業が進まないから次の要望がな かなか採択できないという状況もあったんで すけれども、割と効果を早く出すために、小 規模にしながらでも、現道対策中心の道路と いうのには、21年度からある程度重点的にそ ちらの方にシフトしたいというふうな考え方 は持っております。

また、補正については、国の方の動向がど うなるかというのはいろいろと情報はキャッ チしておりますけれども、そういった地方の にも補正の光があるようなことを訴えていき たいというふうには考えております。

○児玉文雄委員 園田政調会長代理に会う と、この次はこういう予算をつけるから、今 まで取り残された道路等を、あなた方は用地 に協力してやって、早くできるようにしなさ いと。しかし、今課長が言われたように、前 期の補正というのは、あれは約70億ですか、 60何億の補正を組むのでしょう、各振興局に 割ってあるのは。

○戸塚道路整備課長 今、委員がおっしゃっ ていますのは、2次補正として70数億円とい うのが土木の予算と思います……

○児玉文雄委員 あの分でしょう。

○戸塚道路整備課長 はい。それは、国から の、例えば地域活性化生活対策とかという、 県で62億円ですか、その話と2つになってお りますけれども、その62億円の分を県の財源 として国の補助事業とセットにして取り組ん だ補正予算というのが72億円ということにな ります。

○児玉文雄委員 だから、代議士あたりに言 わせると、ある程度県の裁量で使えるお金だ から、今まで仕事が進まないところあたりは どんどん言うてつくりなさいよて、そういう ふうに私は聞いているわけよね。そして、前 期の案分をちょっと見たら、何かこれは今継 続でやりよる工事ばっかりじゃないかて。あ れは、1年か2年はおくれるかもしれぬけれ ども、終了期限はわかっているわけなんです よね。

私は、この経済対策というのは、やっぱり どうでもこの道幅を広げてもらわにゃいかぬ とか、大型バスが通るようにしてもらわにゃ

てあるから、まあ一つは用地の問題もあった と思いますよ。用地ができとっところからと いうことでやったと思うんだけれども、今審 議しよるとは当初予算ですよね。この中で、 少しそういう今までのおくれを取り返しても らいたいなと、そういう私の質問でございま す。

○松永土木部長 20年度の補正予算に際しま しては、やっぱり国からそういう自由に使え るお金が来た場合に、国からの補助金と組み 合わせますと倍のボリュームになりますの で、景気対策もありまして、なるべく倍に膨 らませて出した方が効率的だというような考 え方もありまして、やっぱりどうしても補助 事業が優先にならざるを得なかったというこ とが一つはございます。

ただ、道路整備課長が言いますように、確 かに地域の皆さん方が使われる道路網、これ は大事な道路でございますので、そういうと ころに重点投資というのはできないかもしれ ないかもしれませんが、現道対策でできる範 囲のことはやっていこうというつもりでおり ますので、20年度の補正はそういう考え方で したので――。

○児玉文雄委員 だけん、ある程度理解でき るけれども、その割り振りを見たら、今まで の100%継続事業なんですよね。だけん、そ れじゃあんまり――国は景気対策で出した補 正だと思うわけですよね。だから、そういう 面からすると、やっぱりどうしてもこれをし てくださいというような箇所を――だから、 補正ではできなかった分は、今審議しておる 21年度の当初予算、この中でどやんか対応を してもらいたいというお願いですよ。

○吉永和世委員長 要望という形で――。

いかぬと、だけんそういうのをあれは案分し ! ○児玉文雄委員 だから、本当は、これはも う土木でも何でもないんだけれども、町村合 併のとき県は、特例債をつけますというえさ をぶら下げたわけですね。どこでも合併した わけですよ。それだけ来るならば、今部長が 言われたように、それを原資として負担金に 当てればこれだけの仕事になるじゃないか と。そうすると、今困っている道路とか何と かは、ほとんど改良は、改良というか、もう ある程度文句が出ないようなところまででき ると。それで、我々も、その特例債につられ て合併を推進した。ほとんどの町村があの特 例債は使っていないんですよ。市町村総室あ たりが使わせないんですよ、借金が多いとか 何とか文句を言って。熊本県よりもうんと町 村の方がよかっですよ。それなのに、町村に はえらい縛りをかけて、あの特例債というの をほとんど使わせていない。 うちももう4年 経過しているんだけれども、まだ4~5億ぐ らいしか使ってないでしょうね。宇城ぐらい でしょうね、鬼海先生、あの特例債をふんだ んに使ったところは。

○鬼海洋一委員 はい、最高です。

○児玉文雄委員 よその町村は、――負担金 すら厳しい状況にあるわけですよ。だから、 私たちは、そういうのでもうまいぐあいに組 み合わせていくなら、もう少し道路改良率あ たりが上がりゃしないかと思うんですよ。

- ○吉永和世委員長 質問でしょうか。
- ○児玉文雄委員 いや、もうこれで結構です、 私は。
- ○吉永和世委員長 じゃあ、要望という形で 対応いただければと思います。

ほかにございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 なければ、以上で質疑を 終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました 議案第57号、第63号から第65号まで、第70号 及び第89号から第90号までについて、一括し て採決したいと思いますが、御異議はありま せんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、一括 して採決いたします。

議案第57号外6件について、原案のとおり 可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認めます。 よって、議案第57号外6件は、原案のとおり 可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託された請第28号 について申し上げます。

先ほどの議案第57号について可決されたことにより、請第28号路木ダム建設事業に対する予算の否決を求める請願は不採択とされたものと見なします。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も 継続審査することを議長に申し出ることとし てよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○吉永和世委員長 御異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が5件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、質疑を受けたいと思います。

それでは、関係課長から説明をお願いいた します。

○野田河川課長 川辺川ダム問題について御報告申し上げます。

報告事項の1でございます。

1の(1)にございます経緯でございます。

平成20年10月28日に、国土交通大臣と知事との会談で、一緒に検討することを合意いたしました。その後、20年12月5日に検討する場の設置、これは目的とか構成メンバー等について合意したところでございます。その後、平成21年1月13日に第1回会議を開催しております。

第2回目の開催でございますけれども、これにつきましては、本日、朝一番に国土交通省と協議いたしましたところ、市町村長ほぼ全員の出席が見込めるということで、3月26日に開催することで決定したところでございます。この報告事項に記載はありませんが、追加で御報告したいと思います。

それと(2)第1回会議の概要でございます が、ア、国から、まず今後の検討の進め方と しまして、県や流域市町村の提案をもとに、 国が持つ技術、情報を活用し、検討を進めた いとの説明がございました。イでございます。 市町村長から、検討の進め方や治水安全度等 に関する、下にあります①から⑧のような意 見が出されました。ウとしまして、国、県は、 イの意見を踏まえまして、次回以降の会議で 次の資料を示すこととなりました。①としま して、過去に発生した大雨が降った場合の現 況河川の浸水シミュレーションを、国が資料 を示すこととなっております。②としまして、 昭和40年洪水時の市房ダムの洪水調節状況及 びその効果について、県の方から御説明する ようになっております。

次に(3)番、今後の対応についてでございますが、下にありますように、できるだけ早くダムによらない治水対策が導き出せるように、次回以降、県としてのアイデアなどを積極的に提案したいというふうに考えております。

裏面をお願いします。

これは参考でございますけれども、地域振

興部の川辺川ダム対策課が進めております、 2番目、生活再建基盤整備に関する国との協 議についてというふうなことを、参考までに 載せております。

それと、その下にあります3番、五木村の 新たな振興計画についてということについて も、参考までに記載させていただいておりま す。

以上でございます。

○船原都市計画課長 都市計画課でございま す。

報告事項の2、熊本県景観づくり基本計画 (仮称)の策定についてでございますが、この 計画を策定中であること並びに今後のスケジ ュールなどについて説明させていただきま す。お手元の1ページをお願いいたします。

1、計画策定に至る経緯と策定の必要性についてでございますが、県は、これまで景観づくりに関するさまざまな施策に取り組んでまいりました。昭和48年の美しいくまもとづくりの提唱に始まりまして、くまもと緑の3倍増計画、景観条例の制定、さらには熊本県景観整備基本計画に基づく取り組みなどでございます。

これらの取り組みによりまして景観づくりは進展してまいりましたが、いまだに残された課題もございます。その主なものとしましては、市町村主体の景観行政をうたった景観法が平成16年に制定されておりますが、市町村による自主的な景観への取り組みが進んでいないことや違反広告物によりまして景観が阻害されているなどでございます。さらには、くまもとの夢4カ年戦略に掲げました美しく品格のある景観形成の推進や歴史回廊くまもとの実現に向け、さらなる景観づくりに取り組む必要があると考え、10カ年計画を策定するものでございます。

3の策定体制でございますが、昨年5月に 発足しましたくまもと緑・景観協働機構に専 門部会を設けるとともに、景観審議会でも審 議いただいております。また、市町村にも意 見を聞きながら策定を進めております。

今後のスケジュールでございますが、本日の本委員会で御意見を伺った後パブリックコメントを行いまして、景観審議会で最終答申をいただいた後、6月定例県議会に上程したいと考えております。

2ページのA3版ペーパーは、計画案の概要でございます。本日は、本計画案策定の基本的な考え方を申し上げます。

まず第1点目は、景観づくりに当たっては、 県のみならず、市町村や県民の皆様など、関係する各主体がみずからの役割を認識し、目標達成に向け、協働して取り組むことが重要であり、県の役割や市町村の役割など、景観づくりの主体と役割を明確化したいと考えております。

2点目ですが、景観法では、地方公共団体は「良好な景観の形成の促進に関し」「その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされていることから、市町村にあっては、住民に最も身近な地方公共団体として景観行政の中心的な役割を担うことを認識し、施策を策定し実施することを求めるとともに、県としては、市町村の景観行政団体意向や自主条例制定による景観行政実施を働きかけるともに、その意向支援を行うこととしたいと考えております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○佐藤新幹線都市整備課長 新幹線都市整備 課でございます。

整備新幹線工事費増嵩について御報告します。

経緯としまして、平成20年11月12日の与党整備新幹線促進プロジェクトチームから、資材高騰等により整備新幹線の総事業費が全体で4,100億円、それから鹿児島ルートで790億

円増というふうな公表がございました。

この資料につきましては、国交省の資料に基づいて作成したものでございます。資料では、鹿児島ルートの増額分が790億円と、10億円単位になっておりますけれども、正確には786億円ということでございます。

この786億円は、建設物価の上昇、それから地質不良等による増額になる部分と、それからコスト縮減で減額になる部分がございまして、その部分の差額が786億円ということでございます。

それから、各県の負担額につきましては、 現在国で検討されているところでございます。本県の負担額については、鹿児島ルート 全体の総事業費の増額要因を明らかにしても らう必要がありまして、現在、機構にこの要 因について説明を求めているところでござい ます。

追加負担につきましては、県の財政に及ぼす影響が大きいことから、引き続き関係県と連携しながら、国に対して負担軽減を求めていくということにしております。

なお、平成21年度予算につきましては、22 年度末完成に必要な252億円を計上しており まして、増嵩による本県負担額は平成22年度 以降の計上となります。

以上でございます。

○鷹尾監理課長 監理課でございます。

報告事項4「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(案)の概要について御説明させていただきます。

本件につきましては、今2月議会に上程をさせていただいておりまして、文教治安常任委員会での付託審議となっておりますが、この計画が、教育基本法第17条第2項の規定に基づきまして、子育て、スポーツ、文化など、教育全般の振興に関して県が策定する計画でございますので、当委員会におきましてもその概要を御報告するものでございます。

プランの案につきましては、別冊でお配りをさせていただいておりますが、概要版が1枚「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(案)の概要というペーパーがあろうかと思いますが、こちらの方で説明をさせていただきたいと思います。

最初に、概要1ページの2「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の策定のポイントでございます。

この計画は、教育基本法に規定をされております教育の目的や理念等を反映するとともに、国が策定した教育振興基本計画を参酌して策定をしたものでございます。

策定に当たりましては、本計画の策定主体が県でありますことから、知事部局、警察本部、教育庁の32課、総室で構成をいたします熊本県教育振興基本計画策定幹事会を設置いたしまして全庁的に取り組みますとともに、熊本県教育振興基本計画検討委員会を設置いたしまして、外部の有識者の御意見を伺ったところでございます。

本計画の内容につきましては、1ページの下から4ページにかけまして記載をしてあります。4「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」の概要と、お配りをさせていただいております「くまもと『夢への架け橋』教育プラン」(案)を後ほどごらんをいただくことをお願いいたしまして、簡単でございますが説明を終わらせていただきたいと思います。

引き続き、報告事項5、平成21年度における入札契約制度の見直しについて御説明をさせていただきたいと思います。

本件につきましては、西岡議員の代表質問に土木部長がもう既に答弁をさせていただいたところでございますが、改めてこの紙によりまして御説明をさせていただきます。

21年4月1日からの入札契約制度の見直しの中身につきまして、まず1番、発注標準、格付の見直しということで、格付5業種、これは土木一式、建築一式、舗装、電気、管の

につきまして、すべて発注標準の引き下げを 行うという措置をとるところでございます。

米印で、発注標準の引き下げに伴いまして、 これまで運用してまいりました一下がり、一 上がりの指名、地理的な要件、実績等を勘案 したランク間、一上がり、一下がりの指名の 運用を原則として廃止をすることといたして おります。

2番目、ランクの見直しでございますが、 土木一式、建築一式につきましては、この引 き下げに伴いまして簡素化をする観点から、 DランクとEランクを統合したいと考えてお るところでございます。

発注標準の見直しの表は、それぞれ3つ業 種ごとに分けて記載をしておりますけれど も、ちなみに、土木の特A、土木一式、一番 上段でございますが、特Aについては、これ まで1億円以上としておりましたところを9, 000万円以上に、1,000万円引き下げを行う。 Aランクにつきましては、これまで4,000万 円から1億円の間の金額で運用しておりまし たものを、3,000万円から9,000万円に引き下 げるなど、すべてこの表に記載のとおりの形 に改めたいと考えておるところでございま す。

2番目、条件つき一般競争入札の拡大とい うことでございますが、発注標準の見直しに 伴いまして、条件つき一般競争入札を土木一 式工事のAランクの下限額であります3,000 万円にまで引き下げるということで、これま で4,000万円以上で運用をしておりましたも のにつきまして、3,000万円以上の工事を対 象に実施をしたいと考えております。

なお、今後の拡大につきましては、拡大に 伴う課題等を検証しながら取り組むこととい たしております。

最後に、今後の検討課題ということでござ いますが、今回の発注標準の引き下げに伴い まして、下位のランクの業者さん方の受注機

5つの業種について行っておりますが、これ : 会を確保していくという観点から、そのため の方策を検討するということとしておりまし て、例といたしまして、工事成績が特に優秀 な方につきましては、翌年度に上位ランクの 工事に参加をさせる方策でございますとか、 小規模工事におきまして、現場代理人の常駐 義務を緩和するような方策について検討して まいりたいというふうに思っております。

> 以上、4月1日から実施をしたいと考えて おりますので、よろしくお願いを申し上げま

以上でございます。

○吉永和世委員長 報告が終了しましたの で、質疑を受けたいと思います。質疑はあり ませんか。

○児玉文雄委員 私は、C以下の業者、D、 E、これが今まで800万までは指名をDはも らっていたわけですよね。一気に300万に今 度下るわけですね。私は、ここがどうも納得 のいかぬというか、かわいそうだなと。やっ ぱりまじめに仕事をやりよるのに、いわば30 0万という、これは入札の機会は随意契約ぐ らいしかできぬでしょう。どうですか、監理 課長。

○鷹尾監理課長 電気、管、舗装工事につい ての発注標準のお尋ねではないかと……

○児玉文雄委員 いやいや、それもあるけれ ども、D、Eはどしこになっとると。やっぱ り300万でしょう、土木一式も。

○鷹尾監理課長 土木一式も300万となって います。

○児玉文雄委員 300万でしょう。現行700万 だったでしょう。一遍に400万からこれだけ 下げて、私も統計的に出してみていないけれ

ども、熊本の場合は、特A、Aランク、Bラ ! はないわけですよね、そういう人たちは。だ ンク、大体このBあたりが平均的な業者のラ ンクじゃないかと私は思うわけですね。これ は県下で何百社ておる。自分の足元を見てい ただくと皆さんもわかると思うけれども、A が1割2分か1割5分ぐらいおって、あとは Bなんですよ。Bも今まで4,000万までの枠 があって、これが3,000万に下るわけですよ ね。だけん、ここらあたり、下の方がちいっ と無理するなと。

それで、この間部長もある席で御一緒した けれども、私も、この下の連中に何か仕事を 与えてやらないかぬと。そういうことも、土 木部長、ちょっと真剣にこれは考えていただ かないと、ただ――あんまり変わらんと言う が、今まで4,000万あったのが1,000万減るわ けですから、Bの人たちは。そうすると、受 注機会なんて、平均したら1.3とか何とか言 いよったですね。県の工事を受注する機会は、 業者は年に1.3回ぐらいなんですよね。仮に 地域によって2回とれたとしても、最高でB クラスの人は6,000万なんですよね、受注が。 これは今までの受注額とかなり違うと。

監理課長は、町村を言っておられるけれど も、町村のランクというのは、もう本当にで たらめなんですよ。だから、もう少し県が町 村に対してぴしっとした指導ができりゃ、私 はそれはいいですよと申し上げたいけれど も、町村によって大体――町村に帰れば、こ こでB、Cの人はAクラスにもなるんですよ。 そうすると、私の町なんかは、Eから入って いるんですよね、班ごとに。班ごとに4つに 分けてあって、去年の一番大きな工事は、町 の工事で1億4,700万ですよね。それにはE もDも入っているんですよ、CもBも、県の ランクでいったら。それはもう結果はわかる でしょう。それは、現場代理人も持たない、 いろいろの、まあはっきり言うて見積もりも なかなかできないと。ちゃんと入札に入りよ るじゃないかといっても、とる機会というの から、私は、このC、D、Eの身の丈に合う ような工事を、これは部長、真剣に考えてく ださいよ。

この間もあるところでお会いして、部長も 大体話はわかっとられると思いますが、私は、 そういうことも考えないと、恐らく問題が起 きると。これは、ある意味では、C、Dの人 は生活権を県が奪ったような形になるんです よ。だから、そこは十分注意して、監理課長、 やるならやっぱり町村の指導を、県と同じよ うなランクにしてもらうと。そうすると、C、 Dの人たちも、災害とか何とかあるわけです よ。そこをくれぐれもよろしくお願いしとき ます。

○鬼海洋一委員 そもそも公共工事、そのD、 Eランクを統合するということと、1,000万 円標準単価の引き下げ、価格引き下げですよ ね。私はよくわからぬものですから、そもそ も今の時期にこれをせざるを得ない問題点、 そして、これをすることによって、今お話に もありますように、地元の業者がどういう変 化が起きるのか。

特に、先ほど冒頭に部長のごあいさつの中 で、建設産業の振興についても、その振興プ ランに基づいて経営改善や構造改善という支 援を行うということや、あるいはこの中でも、 このことを目指して電子入札だとか、いろい ろほかの問題もありますけれども、電子納品 等の取り組みとやってきたわけですね。こう いうものが、恐らく今回のこの内容の改革等 と関連するんだろうというふうに思いますけ れども、現状そういうこれまでの経過も含め て、なぜ今回こういう提案をするに至ったの かということについて、まずお尋ねしたいと 思います。

○鷹尾監理課長 それでは、ただいまの御質 問について。

ました経過、背景でございますが、御承知の とおり、建設投資が近年減少傾向がずっと続 いております。県内の建設投資で見ますと、 公共、民間合わせた建設投資、最盛期から33 %減少しております。それから、県の発注工 事につきましても、最盛期から比べますと、 もう半分以下という状況でございます。

こういう中で、もちろん必要な事業の重点 化、発注の効率化に努めてまいりましたし、 それから、平成16年に建設産業振興プランを 策定いたしまして、建設業者に対する支援と いうことを進めてまいりました。大型工事な どの減少によって発注金額の低下というのが 続いていると、とりわけ上位ランクの業者の 受注機会というのが、これまでと比べると大 きく低下をしてきているという特徴がござい ます。

さらに、今2月に財政再建戦略を策定し、 今後2年間、まあ景気の状況にもよりますけ れども、中長期的にはさらに建設投資の縮小 というのが避けられない環境にあるという中 で、建設会社の受注機会を確保する、とりわ け地域の雇用や経済にも大きな影響を持って いらっしゃる建設会社の受注機会を確保して いくという観点から、今回の見直しに入った ところでございます。

○鬼海洋一委員 受注機会が減少している と、投資金額が膨大に減っていると、これは 実態ですから、そうだと思いますが、そうす ると、需要と供給のバランスの中で、県内の 建設産業の業者数そのものがまことに、なか なか言いづらい話ですけれども、結果として アンバランスの状況ですから、どこかで締め るところとスクラップ・アンド・ビルドとい うものが現実に必要であるということで理解 してよろしいんでしょうか。

○鷹尾監理課長 建設会社の数については、

まず、今回の入札契約制度の見直しに至り ! 今御報告を申し上げませんでしたが、ピーク 時と比べてもほぼ同じ程度の業者数が今も、 少なくとも県工事に対して競争入札参加を希 望される方が、業者数としてはほぼ横ばいと。 建設投資が減る中で、業者数は依然として変 わらないという状況が続いているということ は、1点指摘できるかと思います。

> 今回の見直しによりまして、平成19年度実 績をベースにシミュレーションをいたします と、特Aも含めてA、B、Cについては、発 注件数については増加するであろうというふ うに見込んでいるところでございます。

○鬼海洋一委員 A、B、C。

○鷹尾監理課長 件数としてはですね。発注 件数、金額とも増加をいたしますのはA、特 A。B、Cについては、金額は減少するもの の、件数としてはこれまで以上に発注できる のではないかというふうに考えているところ でございます。

○鬼海洋一委員 そうすると、将来への数の 見通し等についてはどうシミュレーションを *----そこまでされておりますか。*

○鷹尾監理課長 現在、平成21年度の各業者 のランクづけ等を行っておるところでござい ますけれども、そういう中でも、そういう建 設投資の今後の県と市の動向あたりもにらみ ながら考えていきたいというふうに思ってお るところでございます。

○上田泰弘委員 今のに関連して1つと、あ とは、もう1つ、都市計画課に。2つとも確 認です。

入札契約制度、これは一下がり、一上がり、 これはもうすべてのランクで原則として廃止 するということでよろしいんでしょうか。

それが1つと、あと船原課長、これは景観

づくり基本計画、これは7月に計画の策定、 ! ○吉永和世委員長 なければ、以上で本日の 6月に議会による議決というのが書いてあり ますけれども、これは6月の議会で議決しな ければいけなくて、7月に策定しなければい けないのか、それとも平成21年度中に策定す ればいいのか、その辺をちょっとお聞かせく ださい。

○鷹尾監理課長 まず、一上がり、一下がり の原則廃止ということでございますが、今回 の発注標準の引き下げに伴いまして、下位の 業者の方々の受注機会、要するに上位ランク の方が当該ランクにおりてくることを防ぐこ とで下位ランク業者の方の受注機会を確保す るという観点から、原則として廃止をしてい きたいというふうに思っておるところでござ います。

具体的には、地理的要件等を勘案しながら 一下がりということが広く行われてきまし た。今後については原則廃止をしたいと。た だ、工事の内容によりまして、一定のランク 以上の業者でなければそもそも対応ができな いというような工事もございますので、こう いうものについては、一上がり、一下がりと は別の形で、一定の能力であるとか、技術力、 機械力を持つ方については、この例外を設け るということも考えておるところでございま

以上です。

○船原都市計画課長 7月策定が必須ではご ざいません。

○上田泰弘委員 わかりました。

○吉永和世委員長 ほかに質疑はありません か。――なければ、これで報告に対する質疑 を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。 (「ありません」と呼ぶ者あり)

議題はすべて終了いたします。

最後に、要望書等が3件提出されておりま す。お手元に配付いたしておりますので、後 でごらんいただきたいと思います。

それでは、これをもちまして本日の委員会 を閉会します。

午後0時37分閉会

○吉永和世委員長 なお、最後の委員会でご ざいますので、一言ごあいさつを申し上げま

この1年間、森副委員長ともども委員会の 運営をしてまいりましたけれども、委員の先 生方には、大変終始熱心な御審議をいただき まして、まことにありがとうございました。

また、執行部の方々にも、大変御無理を申 し上げた点も多々あったかとは思いますが、 誠心誠意対応いただきまして、まことにあり がとうございました。

建設産業は、あるいは総合的見地に立って みても、大変大事な産業であるというふうに 思っております。そういった中で、今回、21 年度におきまして、発注標準の見直し、また ランク見直し等があるわけでございますが、 ぜひ建設産業にとって希望の持てる見直しを やっていただきたいというふうに思っており ます。

また、経済状況は大変厳しゅうございます が、そういう中にあっても建設産業は大変厳 しいという状況であります。国において緊急 経済対策等があっております。そういった面 におきまして、そういう対策においては県内 業者を中心とした発注をしていただければ、 非常に経済対策としても十分な対応ができる のではなかろうかなというふうに思っており ますので、よろしくお願いをしたいと思いま す。

本当に1年間、大変お世話になりました。 今後とも、ぜひ建設産業発展のために、また 県発展のために頑張っていただきますように よろしくお願い申し上げまして、委員長とし ての最後のごあいさつにかえさせていただき ます。

また、次に森副委員長からあいさつをお願 いします。

○森浩二副委員長 済みません、御指名です ので。

本当に1年間、お世話になりました。また、 次回は、違う委員会を勉強しろということで、 違う委員会に行きますけれども、この1年間、 吉永委員長を補佐して皆さん方と楽しくやれ たことをこれからの糧として、また勉強して いきたいと思いますので、また今後ともよろ しくお願いしときます。(拍手)

○吉永和世委員長 それでは、すべて終了い たしました。ありがとうございました。

午後0時40分

熊本県議会委員会条例第29条の規定により ここに署名する

建設常任委員会委員長